

住民からみた参加型森林事業
——フィリピン中部マアシンにおける水源林再生事業と地域社会——

永 井 博 子*

**The Implications of Community-based Forest Management
in an Upland Village in the Philippines:
The Maasin Watershed Rehabilitation Program from the People's Viewpoint**

NAGAI Hiroko*

Abstract

Since it was proclaimed as a watershed reserve in 1923, the Maasin Watershed in Central Panay, Philippines has been a site of conflict and negotiation for issues such as environmental protection, development and the survival of residents. When a government rehabilitation program was carried out in 1997, more than 60 percent of the area was cultivated land. Through the implementation of community-based forest management under the larger framework of sustainable development, the Maasin Watershed Rehabilitation Program was held up as one of the success stories of the country. The area is now covered in green, the residents are organized, and the social enterprise of non-timber forest products is flourishing. An ethnographic study, however, reveals its downside on the community level: loss of farms and food production, the failed ideal of social equity and the possibility of impoverishment. This study examines the project from the people's viewpoint, and scrutinizes the problems in recontextualization in relation to the dominant framework of community participation, the existing customary ownership of the land and resources, and community governance on local bamboo production.

Keywords: watershed protection, community-based forest management, bamboo production, sustainable development, Philippines

キーワード：水源林保護, コミュニティ森林管理, 竹業, 持続的開発, フィリピン

* School of Social Sciences, Ateneo de Manila University, Loyola Heights, Quezon City 1108, Philippines
e-mail: nagai.hiroko@gmail.com

I はじめに

1. 問題の所在

本稿は、地域社会と持続的開発の関係を、フィリピンの森林管理事業の事例によって論じる。1980年代から国際的な関心を集めてきた東南アジアの熱帯雨林消失という状況の中でも、フィリピンの森林率の低下は著しく、森林面積は世界でもトップクラスのスピードで減少していた。フィリピン政府は、他の東南アジア諸国に先駆けて社会林業事業を導入して森林保護に努めてきたが、減少の傾向に歯止めがなかったのは近年のことである。しかし、歯止めがなかったとはいっても、林野増加率は2005–10年で年0.73パーセントというわずかなものであり、森林消失の危機を脱したという状況ではない [FAO 2011]。国内世論には、早い時期から森林保護が法制化され、多大な国家予算が投入されてきたにもかかわらず、森林政策が期待通りの成果をあげていないという批判の声がある。事業関係者の汚職や担当政府機関の実施能力の低さが、その実効性の低さの理由として挙げられることが多い一方、事業の社会的側面、つまり地域住民がどのように事業にかかわり、さらに長期的な森林管理の主体となっていくかという課題も未解決のままである。

現在、フィリピンの森林政策の中で中心的役割を担っているのが、1995年に導入されたコミュニティ森林管理である。コミュニティ森林管理は、用材伐採と収益を中心とする林業経営では考慮されていなかった地域社会と住民を取り込み、さらに住民組織をその中心的アクターとして、持続的な森林開発を実現するという戦略を持つ森林管理である [e.g. Guiang *et al.* 2001; Westoby 1989]。フィリピン行政命令第263号では、コミュニティ森林管理を持続的森林資源利用と社会正義のための国家戦略と謳っている。その背後には、より大きい枠組みとして持続的開発の考え方がある。

1980年代以降浸透してきた持続的開発の概念は、人間の資源利用を停止して自然環境の保護と再生を達成するという二項対立の考え方から、住民を環境の一部とする認識を踏まえて、自然の保護と利用の双方を統合する資源管理を推進するという立場をとる [e.g. Bryant and Bailey 1997; Zimmerer and Bassett 2003]。経済発展中心の開発では、地域社会の住民が「教育」、つまり情報と知識の普及によって外から持ち込まれる変容を享受することが前提とされた。ここでは、開発する者と開発される者の役割は明確に分けられ、住民は受け手という立場を出ることはなかった。しかし、持続的開発では、開発とは何かということだけではなく、どのように行うべきかという問題が同等に重要視される。持続的開発は、地域社会の自発的行為という「下から」の開発であるべきであり、したがって住民の集団としての参加が与件のものとされる。住民が自主的な実践者となることが想定されている点で、それまでの開発理念とは大きな相違がある。理想的には住民自身のガバナンスによって、環境保全と開発を行っていくことが期待

されている。

しかし、住民参加型の開発において、トップダウン型開発にあった問題が取り除かれたのかというとそうではない。1980年代後半の開発研究は、開発が資本や技術、資源の動きとともに、様々なステークホルダーたちが出会う場であり、彼らが持ち込むそれぞれの文化や政治的力がせめぎ合い主張し合う場となることを明らかにした。そして、その場における力関係の中では、普遍的・専門的言説を持つ側が常に勝利し、事業と長期的に向き合っていかなければならない地域住民の生活におけるニーズはしばしば後回しにされ、あるいはまったく無視されてきたことが議論されたのである [e.g. Escobar 1994; Ferguson 1994; Luke 1999; Scott 1997]。持続的開発が圧倒的な「正しさ」を伴う言説として流布している現在、地域社会はその理念に則った政策に合わせて変化するべき対象として位置づけられていることは変わらない。

また、開発が外から持ち込まれるにあたって、事業計画にあるのは、独自の歴史を持つ地域社会そのものではなく、自然環境により密接な生活習慣、貧困の共有、そして住民の集団としての自律性といった想定に基づく「コミュニティ」のモデルである。アダムスは、このようなコミュニティの概念自体を批判し、開発事業において正しく設計されたはずのコミュニティ・アクションの手法が、しばしば不成功に終わるのは、事業者の設定と地域社会の実態の間にある乖離のためであることを指摘する。アダムスは、さらに「下から」の開発の考え方そのものに潜むグローバル・ノースのヘゲモニーを問題視し、持続的開発というグローバルな枠組みに必然的に付随するコミュニティの概念が、はたして多様な地域社会の理解に適切であるのか、また、そのコミュニティの概念や事業の方向性自体が先進国の視点にとどまっており、開発途上国の地域社会における本質的なニーズに対応していないのではないかという批判を行っている [Adams 2009: 132–133]。住民参加を強調する持続的開発は、また、市場経済のメカニズムとの結びつきを重視している。事業の導入後は、住民が自身によるガバナンスによって事業を運営し、市場メカニズムに拠って開発と貧困軽減の目的に到達するという設計図がここにはある。つまり、住民参加型持続的開発は、合理的な環境資源の管理および利用という市場経済による近代化モデルから離れるものではない [Hajer 1996; Perkins 2011]。

このような画一的なモデルや手法による開発事業が、地域社会との間に乖離を生むことは避けられない。問題は、開発が地域社会においてどのように再文脈化されるかということであろう。ブロシウスは、住民を異なる形の「知」の顕在性・正統性について独自の考えを持つ政治的エージェンシーとし、環境保全の言説や事業に関する彼ら自身の知識や分析を知ることの重要性を説いた [Brosius 2004]。つまり、開発事業の成果は、開発がどのような枠組みによって設計されたかよりも、住民自身の事業への対応と再文脈化に左右されるといえるだろう。

フィリピン中部パナイ島に位置するマアシン水源林は、1923年にアメリカ統治下で保護林の指定を受けた。それ以降、この水源林の歴史は、森林の消失と自然環境の劣化、それを押しと

どめようとする森林保護の努力、その間にあって生存を存続させていこうとする住民の相克の歴史であった。1997年には、日本の国際協力銀行やアジア開発銀行からの援助を受け、コミュニティ森林管理政策の下で、1990年代当時の国内造林事業では最大規模といわれるマアシン水源林再生プロジェクトが実施された。プロジェクトが終了した2003年には、フィリピン環境天然資源省（Department of Environment and Natural Resources; 以下、略称 DENR）は、水源林地域の緑化、地域住民の組織化と森林自主管理、さらに住民組織による非木材林産品事業の自主運営という成果を評価し、フィリピン森林政策における成功例でありモデルケースであると位置づけている [DENR n.d.a]。しかし、本稿の調査では、「成功」の陰にトレードオフがあることを見ることができる。この事業によって、水源林にあった農地は林地に転化されて緑化は進んだが、事業のもうひとつの柱のはずであった貧困軽減に向けての動きは実現せず、むしろ農地の損失は、事業後数年を経て、食糧確保というレベルにおいて住民の生活を脅かすようになったのである。

本稿で議論したいのは、このモデルケースといわれる森林事業の報告書には現れてこない住民の経験である。事業では、水源林保護の目的も、住民参加の手法も、住民、行政、専門家などのステークホルダーが集まって話し合うという場も、正しく設定されていた。それにもかかわらず、住民から見れば、森林事業はうまくいったとはいえないのはなぜなのだろうか。事業が行われた地域社会とは、いったいどのようなものであったのであろうか。そして、森林事業におけるグローバルな枠組みは、どのように再文脈化され、あるいはされなかったのだろうか。

本稿は、まず、マアシン水源林と自然保護政策との歴史を二次資料に基づいて検討した上で、マアシン水源林村落とされる16村のうち、ボロ村の現状を住民の証言に基づいて考察する。2010年から2012年にかけて、質問票による悉皆調査およびキイ・インフォーマントのインタビューを行った。

II 自然保護と開発と住民の生き残り戦略の歴史

1. 囲い込みによる水源林保護区の創出

マアシン水源林は、パナイ中央山脈の南部にある峡谷のひとつであり、峡谷の中央にはティグム川が流れる。この川は、マアシン水源林の南側の峡谷に広がるアガナン水源林から流れ出すアガナン川と合流し、州都イロイロ市を通過してイロイロ湾に流れ込む。ティグム川の水量、またその水を集めるマアシン水源林の保全是、パナイ島最大の都市であるイロイロ市の治水・利水問題と直結していた。アメリカ統治下の1923年に、布告第16号で保全林の指定を受けた領域が原型となり、現在、6,738.52ヘクタールが公式に「水源林」と指定されている。行政区では、イロイロ市マアシン町、アリムジャン町およびハニワイ町の領域にまたがっている。

表1 マアシン水源林歴史的概観と自然保護政策における傾向の変遷

	時期区分	水源林内での活動	森林保護に関する 国家政策	自然保護に関する 国際情勢
1900-09	強制移住以前	農業（甘蔗、トウモロコシ、野菜、果物等）	アメリカ統治下での 森林法制定（1904）	
1910-39	「無人の土地」	不法侵入	イロイロ水源林保護 区指定（1923） 水源保護と人間の排除	アメリカ型保全林
1940-49	第二次世界大戦影響 下	日本軍占領による抗日 政府およびゲリラの拠点		
1950-80	戦後復興から経済発展へ	水源林内平地部での農業 州内の精糖業および製菓業への燃料生産（薪炭） 丘陵部での焼畑農業	フィリピン択伐方式 （1960年代） 資源利用規制を前提とした環境保全推進 総合的社会林業事業 （1979）	国連自然保護区委員会の設置（1958） ジャカルタ宣言（1978） ユネスコ人間と生物圏計画（1970年代）
1981-2000	水源林での植林事業	農業（米、トウモロコシ、野菜、果樹等） 竹業	継続的開発への転換 DENR設立（1987） コミュニティ林業事業（1989） 自然保護区統合システム条例（1995） CBFM事業（1995）	ブルントラント委員会報告書（1987） 環境と開発に関するリオ宣言（1992）
2000年以降	水源林再生事業	CBFM事業 農業（米、トウモロコシ、野菜、果樹等） 竹業	継続的開発の推進 継続的森林管理の振興（2004）	国連ミレニアム開発目標計画（2002） ダーバン行動計画（2003）

出所：Salas [2004] をもとに加筆作成。

1990年代にマアシン水源林保護運動の先駆者となり、後の水源林再生プロジェクト導入のきっかけを作ったサラスは、マアシン水源林周辺村落の住民へのインタビューにより、20世紀初頭から現在までのマアシン水源林の変容を掘り起こしている [Salas 2004; 2008]。この資料に加え、DENR 第6区域局の監修の下にマアシン水源林村落組合連合（Katilingban sang Pumuluyong nga naga Atipan sang Watershed sang Maasin; 以下、略称 KAPAWA）のメンバーが作成した資料（以下、KAPAWA資料）をもとに、マアシン水源林の歴史をたどってみよう [DENR n.d.b]（表1）。

サラス [2004] によれば、スペイン植民地時代、パナイ中央山脈にかかるティグム川上流の高地には先住民が住んでいたが、平地からの移住者が次第にティグム川上流全体に居住するようになった。19世紀の終わりから20世紀初頭には、甘蔗、トウモロコシ、野菜、果物栽培が行われた。現在水源林として指定されている領域のうち500～1,000ヘクタールほどが居住地および農地となっていたということで、学校や製糖場も作られていた。

1898年にフィリピン占有権がスペインからアメリカに委譲されると、アメリカ統治府は、母国の動きを受けて、東南アジア諸国に先駆けてフィリピンに森林保護を導入した。1904年には

森林法が制定され、政策として森林資源の管理が行われ始めた。1923年、レオナード・ウッド総督（在職1921-27）は、人間の侵入と土地資源利用を全面禁止するアメリカ型保全林を導入して、ティグム川上流の土地6,150ヘクタールを国有地とし、『イロイロ水源林保護区』に指定した。これが現在のマアシン水源林自然保護区の原型である。ウッド総督は、住民を立ち退かせるために土地の買い上げを開始したが、補償金が中間搾取によって住民の手に届かなかったり、また、住民が農地と居住地を失うことを恐れて政府の交渉に応じなかったりしたため、買い上げは遅々として進まなかった。政府は税金を3倍に引き上げて水源林の住民に圧力をかけたが、最終的には実力行使で強制移住を行った。そして7年の歳月を費やして、水源林領域は「無人の土地」となった。

1928年には、水源林地域北側の稜線の一部に柵が設けられた。この柵によって「水源林（自然）」は判然と囲い込まれ、住民の領域とは間に線を引かれて隔てられることになった。現在も水源林が「リニャ *linya*」（線）と呼ばれるのは、この柵に由来している。警備員が置かれ、水源林への人間の出入りは監視されて侵犯は処罰された。この時期から第二次世界大戦が勃発し、フィリピンが直接その影響を受けるようになるまでの期間、森林再生は進んだという。

2. 有名無実となった水源林保護区と環境の劣化

第二次世界大戦中、日本軍がイロイロ市を占領すると、トマス・コンフェソル知事の下でイロイロ州政府が海岸沿いのイロイロ市からマアシン町に撤退し、州政府役人とその家族とともにイロイロ州からの避難民が流れ込んだ。さらにパナイ中央山脈地帯が抗日勢力フクバラハップの本拠地となり、政府関係者、避難民、ゲリラの流入によって、マアシンの人口は急増した。そのため食糧増産が急務となり、戦争という非常時において水源林保護政策は事実上棚上げされ、水源林の住民は公然と水源林内の土地で耕作を行うことができた [Salas 2004: 4]。

戦後、州政府関係者と避難民はそれぞれの場所へ戻っていったが、戦時中に拓かれた農地はそのままになった。戦争直後、水源林の土地は豊かで食糧生産は充分であり、林産品製造、内陸水産、狩猟など様々な収入源があった。1947年の水源林村落の人口は16,384人で、この後、移住者と自然増加により人口は増加していった。戦時中は棚上げされていたが、『イロイロ水源林保護区』指定は引き続き有効で、1950年には水道局が水源林への住民立ち入り禁止を復活しようとして監視所を設けた。時折住民と監視員の間にトラブルが起こったが、水源林内での生産活動は継続していた [ibid.: 5]。

フィリピン全体の社会状況では、経済発展を優先させた国策の中で、森林保護政策は、戦後の経済復興期に始まった林業興隆と、森林を犠牲にした農業偏重の農村開発政策の陰にあって実効性を持たず、1960年代から70年代初頭にかけて森林は次々に伐採されていった。この頃マアシン水源林では、人々は食糧生産の他に、戦後の経済復興で活発になったパナイ島中央部

の製糖業やイロイロ市の製菓業向けに薪生産を行っていた。サラスによれば、住民は薪生産にイビルイビル (*Leucaena glauca* L., 在来種) を使った。イビルイビルは他の樹種より成長が早く、伐採してもすみやかに再生する。そのため、薪生産のための伐採によって水源林の環境が劣化したということはなかったという。しかし、このときもまた、薪の運び出しは監視され、また監視員による賄賂の徴収や運搬妨害が頻繁だったので、住民は薪生産の一方で農地を拡大して生計の安定を図った。薪生産が制限されたために、区画を区切らずに火入れをする急傾斜地での焼畑耕作が増え、それが環境破壊の主たるものであったと、サラスは述べている [ibid.: 6]。

1960年代から1970年代にかけて、サラスおよびKAPAWA資料は、マアシン水源林の土地利用に関する制度が地方政府の方針や有力者の利害関係によって恣意的に変更され、住民はその度農地開発と自然保護という2つの方針の間で翻弄されたことを示唆している。そのひとつに、マアシン町が1960年代に行った水源林住民の保有地に対する課税がある。このとき、水源林の約6割に当る地域が課税の対象となった [DENR n.d.b: 2]。納税の義務は住民の負担とはなったが、その一方、納税は土地保有に関する権利を公然と保証することになった。加えて、税金を払った者が土地の所有者であり、土地をどう利用するかは所有者の意思決定によるという認識が住民の間にはあった。

またサラスによれば、1970年代にマアシン町の政治的有力者が働きかけて、1ヘクタールの耕作地につき別の1ヘクタールの土地に植林を行うことを条件に、マアシン水源林の農民に土地保有および耕作を許可する制度が作られた。合意書は町長と農民の間で取り交わされたが、実際には植林は実行されず農地ばかりが拡大した。これによって水源林の平地や傾斜度の低い土地は急速に農地化されていった。この制度立案は地方政治家の票田確保が目的であったため、実質2ヘクタールの農地保有という農民の利益に反して、森林減少を押しとどめる政策は作られなかった [Salas 2008: 40]。

1970年後半には、イロイロ州水道局によって借地合意書が発行された [DENR n.d.b: 2]。KAPAWA資料には詳しい説明がないが、イロイロ州水道局は一貫して水源林保護を擁護しており、この立場から見れば、借地合意は荒廃する水源林の状況を改善するため、マアシン町の有力者と農民の癒着に干渉して、農民と水道局との関係を確立させようとする試みであったと見ることができるかもしれない。サラスによれば、イロイロ州水道局は独自に小規模の植林も実施したが、しかし、水源林回復の努力は成功しなかった [Salas 2008: 40]。

1992年に『自然保護区統合システム条例 (National Integrated Protected Areas System Act; 以下略称NIPAS)』によって、水源林の農地利用の合意が無効化されるまで、このような制度の実施がどの程度の拘束力をもっていたのか、制度から制度への変更はスムーズに行われたのかなどの点は、どちらの資料においても不明である。いずれにせよ、この過程において、納税や合意書という手続きによって、水源林における農地保有と開発は事実上公的な承認を受けたもの

となった。森林保護政策の実施は、水源林の内外を仕切る柵、薪の輸送に対する監視、そして恣意的に起きる監視者の暴力と賄賂の慣習として存在した一方で、農地の拡大と森林破壊は政府黙認の形で継続した。

3. 森林保護への動き

一方、国際的動向として、1970年代にはそれまでの経済発展と人間排除の自然保護から、人間と自然の共存における自然保護の方向が見え始めた。1970年代後半、フィリピン政府は森林資源の枯渇という状況を前にしてその新しい枠組みを受け入れた。商業的伐採者優先の林業から地域住民を巻き込んだ社会林業への移行が森林政策として打ち出され、1982年に『総合的社会林業事業 (Integrated Social Forestry Program)』が始まった。これは、山地部国有地における住民の居住と土地利用を保証し、その代わりとして住民が自ら植林と育成、収穫までの管理を行うことを目指していたが、様々な問題を抱えていた。まず植林と木材生産が事業の中心で、その他の資源に依存する住民の生活を考慮に入れた社会環境への対応策がなかった。さらに、水源林や保護林でも、植林に木材生産用の外来樹種を導入したため、生態系へのダメージは大きかった。全体として、『総合的社会林業事業』はフィリピンの森林面積の増加にはつながらなかったものであった。

1980年中頃、長く国を独裁していたマルコス大統領政権(1965-86)も揺らぎ始め、国内情勢は不安定となった。サラスおよびKAPAWA資料は、マアシン水源林が様々な利権争いに巻き込まれていったことを示唆している。「マルコス政権は地方権力者の忠誠と引き換えに、何であれ彼らが水源林でやりたいことをやる力を与えた」[DENR n.d.b: 3]。その「やりたい放題」の内容は、私的な土地集積や囲い込み、特定個人の利益獲得を目的とした水源林資源利用許可の発行などであった。さらに、反政府ゲリラの本拠地となったパナイ中央山脈への入り口のひとつであったマアシン水源林は、政府軍とゲリラの抗争の場となった。これは政権がマルコスからアキノへと移り、政情が安定する1980年代後半まで続き、マアシン水源林での新たな自然保護は、1990年代を待たなければならなかった。

政治的混乱の中でマアシン水源林地域の裸地化は進み、下流のイロイロ市は深刻な渇水問題と表土流出による水質汚染に苦しむようになった。イロイロ市民の間から状況改善を求める声があがり、1989年にマアシン水源林再生を目的とした民間組織が結成された。これがサラスの率いるカフブラガン・サン・パニマライ基金である。1990年、パニマライ基金は『2000年のイロイロ市には水がない』をスローガンに、水源林再生のキャンペーンを行い、州政府やDENR第6区域局の協賛を得て、メディア、学校など様々なセクターを動かして、イロイロ市民参加の大掛かりな単発の植林イベントを実施した。水源林のあちこちで、広範囲に木が植えられた。しかし、結果としては、植えられた木が根付くことはなかった。その理由として、

KAPAWA 資料は、水源林の住民がこのイベントに協力的でなかったことを挙げている。「彼らは（植林イベントの）目的を理解せず、植林を自分の経済的利益に反するものとして受け取った。新しく植えられた苗木を掘り起こし、知らぬふりをして植林地で水牛を放し飼いにした」[*ibid.*]。

一方、国レベルでは、1987 年、アキノ政権が発足し、国の方針はそれまでの経済開発優先から持続的開発へと転換していった。新憲法には、天然資源への公正平等なアクセスと利益の分配が謳われた。1992 年には、環境と開発に関するリオ宣言を受けて、NIPAS が議会を通過し、さらに 1995 年、『コミュニティ森林管理事業（Community-based Forest Management Program; 以下略称 CBFM 事業）』が打ち出され、全国で開始されることとなった。

マアシン水源林では、NIPAS の下で、1923 年の『イロイロ水源林保護区』を拡張した領域 6,738.52 ヘクタールが新たに自然保護区として指定された。そして、1997 年、日本の国際協力銀行やアジア開発銀行からの援助を受け、マアシン水源林再生プロジェクトが立ち上げられた。このプロジェクトは、マアシン水源林の自然保護区という法的な位置づけをあらためて確認すると同時に、CBFM 事業を組み込み、住民の自主的森林管理、および彼らへの利益分配・生活安定をも意図していた。国際機関から国家政府、民間グループまで様々なレベルでマアシン水源林再生への関心と支援が寄せられる中で、地域住民は、森林管理の当事者という新たな位置づけを与えられることとなったのである。

4. マアシン水源林プロジェクト以前の景観

1923 年の森林保護政策は、柵を設けて森林と住民の領域を明確に区別するもので、それはまた「自然」対「人間」、および「保護」対「開発」の対立でもあった。戦後からマルコス政権終焉までの時期は、開発と経済発展が自然保護に優先された国策において、自然は人間の利用に供されるだけとなり、地方政府黙認の下に水源林の農地化は進み、森林は荒廃していった。

1990 年の『2000 年のイロイロ市に水がない』キャンペーンの頃には、社会情勢は変わっていた。この市民団体が行った植林イベントは、イロイロ都市部中産階級が、開発優先から自然保護へと転換し始めていたことを反映している。一方、地域住民は、KAPAWA 資料によれば、自分たちの「経済的利益」を優先させて、植林に対して苗木を掘り起こし、水牛を放し飼いにするという破壊的行為に出た。しかし、住民がより大きな社会の動向に「無知」で、自然保護に対して無関心であったと考えることはできない。住民の生活は、農業政策、森林政策、税制、教育など、様々な政府による制度との関係の中で営まれていたからである。

ここでは、住民の土地利用が、地域社会の慣習と政府の制度という 2 つの枠組みによって正統性を認められたものであったことを忘れるべきではないだろう。植林イベントは、自然保護の言説に基づく「正しい」ものであり、住民の破壊行為は不当なものとして位置づけられるが、

住民の視点からは、水源林での耕作は承認を受けた正しい行為で、逆に住民の土地利用を無視した植林は、その正統性の侵犯であったのである。

アロセニャ＝フランシスコは、水源林再生プロジェクト導入直前の時点での水源林地域は、64パーセントが伐り拓かれ農地となっていたと記している [Arocena-Francisco 2003: 6]。マアシン水源林は、最も低いところで海拔約100メートル、最高980メートルと高低差があり、ティグム川に流れ込む57の支流が変化に富む地形を作っているが、その3～4割は平地か傾斜度の低い土地、つまり天水稲作など平地農業の可能な土地である。焼畑の可能な傾斜地をあわせれば、水源林地域の約6割は農地転化できる土地であると考えられるので、64パーセントという数値は、農地化がほぼ限界にあったことを示している。傾斜の低い土地は水源林地域の東側に広がり、天然林と二次林は北西部の山深い場所に位置していた。

水源林内の居住は禁止されたままだったので、住民の家屋は水源林の柵の外にあったが、水源林内の農地にも小屋が建てられ、水源林内に事実上居住する人も多かった。そうした水源林内の集落（シチヨ *sitio*）には、それぞれ名前がついていた。農地では米、トウモロコシ、甘蔗、野菜や根菜が栽培された。KAPAWAのリーダーたちによれば、住民の半数余りが土地を保有する自作農、残りの半数が土地なし農民であった。

現金収入源としては、薪と竹加工品があった。薪生産は、監視によって制限されていたが、賄賂などの抜け道があった。その材料については、入会地で採取されたのか、あるいは個人所有の木の利用であったかは不明である。入会地での自家消費のための薪採取が、需要拡大とともにフリーライダーを生み森林を破壊するというのは、ひとつの典型的なストーリーであるが、これはマアシン水源林の場合にはおそらく当てはまらないのではないかと。なぜなら、薪とほぼ同様の資源利用形態、つまり自家消費と市場向け生産が行われていた竹加工では、1970年代には私的所有が認識され、家族による管理と相続が行われていたからである。その後、薪と竹産業に相違を生んだのは、1980年代以降、バナイ島の製糖業が縮小され、また都市部家庭にもガスが導入されて薪需要が下火になったのに対して、竹加工は建築用材としての活路を見出したことがある。また、森林保護政策によって木材林産品である薪炭製造は制限を受ける一方、竹製品は、後に産業通商省による『一町一品』事業下でマアシン町の特産品指定を受け、市場向け生産が公式に奨励された。

III マアシン水源林再生プロジェクト

1. 水源林再生プロジェクトのサクセス・ストーリー

NIPASは全国の保護されるべき地区を指定・分類し、それぞれに保護の内容を含む規定を明記している。マアシン水源林は、自然保護区のうち、資源利用や居住規則に関連していくつか

のサブカテゴリーがある中で、『資源保護区』に指定されている。これによると、「人の居住しない地域で（略）将来の利用のためにこの地域の天然資源は保護される」[Office of the President 1992]とあり、資源に影響を与える開発活動は、個々の保護区の状況により禁止または実施が決定される。

1997年から始まったマアシン水源林再生プロジェクトは、住民組織化と造林、そしてインフラ整備を通して、マアシン水源林地域の森林の再生と地域住民の生活の向上を目的とした国家事業であった。予算の大半を占める5,400万ペソは、日本の国際協力銀行を通して海外経済協力基金から融資され、さらにフィリピン政府1,200万ペソ、フィリピン経済開発庁650万ペソ、アジア開発銀行180万ペソ、さらにイロイロ州水道局、民間企業が出資し、総額8,000万ペソを超える大規模事業であった。

いくつかのサブプロジェクトがあるうち、水源林再生プロジェクト全体の中心であり、直接地域住民を巻き込むことになったのが、包括的地域開発サブプロジェクトである。DENRは、水源林内6割余りを占めていた農地のうち、特に緑化促進が急務と考えられた中央部2,685ヘクタールをこのサブプロジェクト対象地とし、ここでの造林事業に取りかかった。DENRは、プロジェクトや地元のNGOの専門家、そして地域のリーダーたちの意見を考慮に入れながら、天然林・二次林再生支援区（300ヘクタール）、植林区（1,050ヘクタール）、アグロフォレストリ（農林混合土地利用）区（1,049ヘクタール）、竹植栽区（249ヘクタール）、ラタン植栽区（94ヘクタール）、護岸植林区（330ヘクタール）の6つの地区に分け、造林を行った。天然林・二次林再生支援区とラタン植栽区以外は、それまで農地であった土地を転化したものである。

さらに、このサブプロジェクトには、水源林を囲む北稜線を通る9.5キロの道路とティグム川にかかる橋の建設、手動小型ケーブルカー2カ所の設置、そして2村における電線の敷設が含まれていた。

サブプロジェクト導入に際し、住民の組織化が行われた。対象地に利害関係のあった水源林の住民数は7,553人と推定されている [DENR n.d.b: 5]。住民の組織化と一言で言うのは簡単だが、マアシン水源林再生プロジェクトは農地損失を伴っていたから、住民をまとめるのはインフラ建設よりはるかに困難であった。ここでは、DENR第6区域局と住民との関係が比較的良好であったことが鍵であったようである。住民と顔見知りの担当官が根気よく村々を回り対話を重ねて、森林保護事業に好意的な村のオピニオン・リーダーたちをつないでいった。その結果、水源林地域の16村落で森林管理と環境保護のための村落組合が組織された。これら組合の代表者が集まり、その連合体として1997年にKAPAWAが結成され、プロジェクト下で森林管理について3年間の研修が行われた。2002年の時点で登録メンバーは1,576名であった。

住民にとってまず一番の問題となったのは、農地から林地、つまり農業から林業への転換であった。プロジェクト以前の水源林の農業は、主に食糧生産のためのもので、米やトウモロコ

シなどの耕作が禁止されると、食糧購入のための現金収入が不可欠となる。これに対して、プロジェクトが提示した条件は、CBFM区域内の土地保有は継続されること、また林地転化後は新たに植えられた果樹やアグロフォレストリの農作物などによって現金収入が見込めること、また現存する個人所有の農作物についてはKAPAWAの計画に従って利用できること、さらにプロジェクトの期間は植林作業などの賃金雇用機会が増えること、加えて道路や送電線の建設、学校や医療体制の整備によって生活の便宜が図られることであった。さらに、道路が建設されれば物資の運搬も容易になり、それまで自動車でアクセスすることのできなかった村落にも非木材林産品生産が奨励できることも見込まれていた。

KAPAWAによれば、水源林内には149世帯、人口にして600人から800人ほどが常住していたが、プロジェクトでは水源林外への移転が計画されていた。移転対策として、水源林外の家屋の建築や改善に対する支援金が村落住民組織に対して給付されることも含まれており、これら水源林内居住者の説得には効果があった。

そして、植林作業の賃金はプロジェクトに対する住民の態度を軟化させ、雇用獲得を目的として村落住民組織へ参加する者が増えていった。水源林住民の約半数に当たる住民は農業労働者であったし、自作農でも農地の生産性は低く、出稼ぎを含めた多就業形態をとっていた農家が大部分であったので、プロジェクトの期間、賃金雇用があることは歓迎すべきことだった。

水源林再生プロジェクトが終了した2002年、林地保有と森林管理を授与するCBFM合意書第38146号によって、KAPAWAはその管理責任受託者となり、水源林再生という事業を引き継ぐこととなった。包括的地域開発サブプロジェクトの対象地であった2,685ヘクタールを広げ、3,415.92ヘクタールがCBFM区域として指定された。CBFM管理制度としては、区域内の土地は村落住民組織を通してKAPAWAの管理下におかれ、DENRのCBFM方針に沿って作られたKAPAWAの土地・資源利用計画に従って開発活動が行われることになった。マアシン水源林の場合は、木材伐採は全面禁止で、資源利用は非木材林産品に限られた。CBFM土地利用区分は、包括的地域開発サブプロジェクトの成果に修正を加えたもので、天然林・二次林再生支援区(868ヘクタール、ラタン植栽区を含む)、植林区(1,044ヘクタール)、アグロフォレストリ区(1,320ヘクタール)、竹植栽区(249ヘクタール)となった(図1)。

CBFM事業のもうひとつの柱は、非材木資源利用による住民の生計安定であった。しかし、アグロフォレストリ区からの林農産品は、事業開始から数年を経ても市場に出すほどの収穫はなかった。しかし、水源林には竹業という既存の地場産業があった。KAPAWAは、水源林の全村に広がるメンバーのネットワークを利用して、竹製品の仲買卸売ビジネスに参入した。竹を編んだキサメ *kisame* あるいはサワリ *sawali* と呼ばれる建築用材がKAPAWAの主要商品となった。2008年には、台風によってイロイロ市が被害を受けたことから、建築ブームが起って竹用材の需要が急増し、KAPAWAの竹製品仲買・卸売業は軌道に乗って、州内でもキサメの卸売り

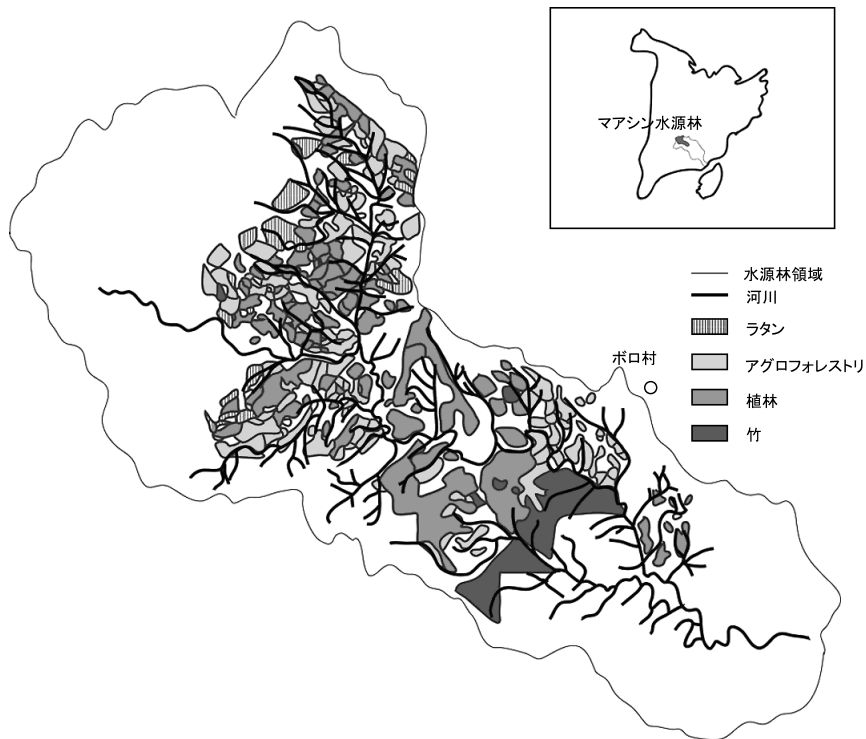


図1 マアシン水源林 CBFM 地区別土地利用

出所：DENR 第6区域局資料より作成。

注：天然林・二次林再生支援区と植林区が「植林」のカテゴリーにまとめて表示されている。

では大手と見なされるようになった。その利益を元に KAPAWA の活動はさらに活発になり、竹製品のみではなくラタンやアバカの栽培と製品開発にも乗り出した。

こうして、水源林地域全村を包み込む住民組織の形成、KAPAWA の社会企業の成功、そして裸地を緑で埋める——それはまだ森林ではないかもしれないが——CBFM 事業の成功によって、マアシン水源林再生事業はサクセス・ストーリーとなったのである。

2. CBFM 事業推進者としての KAPAWA

KAPAWA の CBFM 計画のゴールは「自然資源の持続的開発を実現し、コミュニティの社会・経済状態を向上させること」[DENR n.d.b: 8] であり、土地利用としては、10 年以内に CBFM 対象区域のうち約 1,900 ヘクタールをアグロフォレストリに使い、約 1,500 ヘクタールを森林とすることが目標として掲げられた。自然資源保護のため、樹木伐採、斜面での耕作、焼畑、化学肥料や農薬の使用などが禁止される一方、樹間でのコーヒー、アバカ、バナナ、ココヤシ、パイナップル、タロ芋など商品価値のある作物の栽培が奨励された。そして、CBFM 区域から

の産品は、すべて村落住民組織を通して KAPAWA が買い上げ市場に出荷し、それによって住民への利益分配を行う計画であった [ibid.: 9]。

KAPAWA は、もともと水源林保護政策の賛同者たちの集まりであった。KAPAWA の役目は、公式には、住民と DENR の間にあって水源林保護と住民への利益分配を実現することであったが、水源林再生プロジェクトや CBFM 事業推進の基本姿勢は動かなかったばかりではなく、KAPAWA とその下部組織である村落住民組織は、「自然資源保護に関する政策や条例の実施と遵守を強化する役割を持つ」ことが明言されていた [ibid.: 8]。つまり、住民の間に事業に対する反対や不満の声があったとしても、KAPAWA はその声を代弁する立場にはなかったのである。

事業は、表面的には住民に抵抗なく受け入れられたという形になった。しかし、それは、住民が全面的に事業計画に従うことを良しとしたということを証明するものではなかった。「マアシン水源林は『資源保護区』である。住民が農地から林地への転換に反対し、サブプロジェクト自体が実施できないとなれば、水源林全体が開発禁止の保護区となって、住民は土地保有と資源利用をまるまる失うことになる。ならば CBFM 事業を受け入れる方がいい」。これが、DENR 第 6 区域局と KAPAWA の住民説得の要点であった。ここにおいては、住民には選択肢がなかったといつてよい。

KAPAWA 資料は、DENR の指導の下に KAPAWA が作成した資料であるが、焼畑や、家の修復や果実収穫のための樹木伐採、植林区での家畜の放牧など、様々な住民の活動を「問題点」として列挙している。その中でも繰り返し述べられているのは、果樹やヤシ、竹など永年作物に対して、その持ち主が権利を主張し、独自に収穫、売却や貸借を行って利益を得ている実態である。このような行為は、村落住民組織が農産物を集荷し、流通や価格のコントロールを行うという KAPAWA の管理計画を有名無実とするものであった。資料は、それぞれの村落の住民組織が解決に当たっているが、事態が一向に改善されないことを述べている [ibid.: 7, 10, 16]。しかし、住民側からみれば、これらの「問題点」こそ、水源林事業のサクセス・ストーリーの表面には出てこない住民の反応、つまり語られない住民の本音を示すものであったと考えられる。

次の章では、プロジェクト期間中フィールドオフィスが置かれ、住民の大多数が事業に参加したといわれるボロ村を例として取り上げ、水源林事業が住民にとってどのようなものだったのかを、村落レベルで検討していこう。

IV 村落社会と「コミュニティ」としてのボロ村環境組合

1. 細分化された住民

ボロ村は、マアシン水源林地域を囲む北側の稜線上にあり、海拔 314 メートル、マアシン町

中心部からは北東に直線距離で約7キロの位置にある。人口は1970年の526人から1990年には859人と増加したが、その後は減少して800人弱の人口を保ち、2009年では779人（154世帯）である。過剰労働力が出稼ぎや移住で流出して、在村人口は安定していると見られる。特に女性の出稼ぎ者が多く、20代から40代の男女人口比は141対109となっている。¹⁾ 村落人口には、先住民は含まれていない。²⁾ 住居は、水源林の中に小屋を持ち、週の半分を水源林で過ごす世帯もあるが、公式には全世帯の常住家屋が水源林の外にある。ボロ村はもともと4つの集落であったものをひとつの行政村にまとめたという形で、現在は5つの地区に分けられ、中心部のボロ1区および2区、その東側にマリロン、西側にカマンシィ、北にナガトの3区がある。

ボロ村では、傾斜の強い斜面ではトウモロコシ、平地では天水による水稻栽培も行われていたが、全体的に生産性は低く、自作農の大多数でも自家消費用の食糧生産が主であった。現金収入獲得としては竹加工があり、農閑期には自作農、土地なし農民両方の収入源となっていたので、出稼ぎを除けば、村落経済の基盤は農業と竹業であった。つまり、ボロ村を一言で説明するとすれば、水源林の土地で零細農業を営む農民の山村で、副収入源として竹細工があるということになるであろう。しかし、詳細に見れば、村落社会は決して均質ではなく、さらに水源林事業の導入によって、別々の立場に立たされることになった。

プロジェクト以前のボロ村は、世帯数のほぼ半数が自作農家で、他の半数は、主に農繁期の農業労働を仕事とする土地なし農民に分かれていた。事業導入によって、さらに自作農は、マアシン水源林の中に土地を持っている者と外に持っている者、加えて、その土地がCBFM指定地域内にある者とCBFM地域の外にある者に分かれることになった。つまり、CBFM地の有無、および水源林外の農地の有無によって、ボロ村の住民は以下の6つの立場に分けられることになったのである。①CBFM地と水源林外の農地の両方を持つ自作農、②CBFM地はあるが、水源林外の農地はない自作農、③水源林内の土地がCBFM地にならなかったが、水源林外の農地を持つ自作農、④水源林内の土地がCBFM地にならなかったばかりではなく、水源林外の農地もない自作農（主にマリロン区）、⑤もともと水源林外の農地しか持たない自作農、⑥土地なし農民の6グループである。

さらに、水源林再生プロジェクトは、村落内の相違を強調することになった。ボロ2区とカマンシィ区の自作農たちは、ほぼ全員の水源林内の農地がCBFM地となり、土地保有が保証されることになっただけでなく、その多くがアグロフォレストリ区となり、樹間での根菜栽培などの農業もできることになった。一方、マリロン区の自作農たちが保有していた水源林内の農地の多くはCBFM指定区域からはずれ、開発活動禁止区域に含まれることになった。マリ

1) 水源林村落全体での女性人口は46.6パーセント [DENR n.d.b: 3] で、女性の流出は全般的な傾向である。

2) 1997年の先住民権利条例 Indigenous Peoples' Rights Actによって、先住民に土地保有と利用を優先的に保証する規定がある。

表2 ボロ村5地区による土地利用と CBFM の影響

地区	農業		竹業	CBFM		CBFM の影響
	農地保有世帯数（地区世帯数に対する％）	主要作物及び家畜	竹所有世帯数（地区世帯数に対する％）	CBFM 地保有世帯数（地区世帯数に対する％）	ボロ村環境組合員世帯数（地区世帯数に対する％）	
ボロ1区	1 (2.9%)	ココナツ, バナナ, トウモロコシ	9 (25.7%)	3 (8.6%)	21 (60.0%)	CBFM への関心は高いが, CBFM 地保有者は少ない。農地, 竹所有（保有）率も低い。
ボロ2区	14 (35.0%)	ココナツ, コーヒー, バナナ, 根菜, ジャックフルーツ, パイナップル	26 (65.0%)	27 (67.5%)	27 (67.5%)	アグロフォレストリー区に近距離。住民の7割近くがCBFM 地保有者で, 果樹栽培を行う。農地へのアクセスもある。
マリロン区	4 (14.8%)	ココナツ, トウモロコシ 肉牛	13 (48.1%)	3 (11.1%)	4 (14.8%)	CBFM 地保有者は少数で, CBFM への関心も低い。世帯数の半数が竹を所有。
カマンシィ区	13 (35.1%)	米, トウモロコシ, ココナツ, バナナ, 根菜, マンゴー, ジャックフルーツ, パパイア	19 (51.4%)	18 (48.6%)	21 (56.8%)	CBFM 地での果樹や根菜栽培と, 区域外での米・トウモロコシ耕作。
ナガト区	8 (57.4%)	米, トウモロコシ, ココナツ, バナナ, ジャックフルーツ, 野菜	3 (21.4%)	1 (7.1%)	1 (7.1%)	CBFM の影響は最少。約6割が農地保有者。

ロン区には耕作や農業労働に代わる畜産があったが、これもまた、公式には水源林での牧畜は制限されることになった。

道路建設は、ボロ1・2区では、集落の中に道路ができて交通の便が改善されたと好評であった。一方、マリロン区では、居住地を大幅に削ることになったために住民の不満を生んだ。また、路線からはずれたカマンシィ区は、道路建設で利を得たボロ区への反感を募らせることになった。もともと、カマンシィ区はボロ2区と競合関係にあり、小学校の生徒数獲得や村祭りの規模など、事あるごとに集落の経済力・政治力を誇示し合ってきた。水源林保護事業をめぐる利権争いも、この2区の間で顕著であり、道路の便宜だけでなく、プロジェクトの一部であった家屋建築や改修のための援助金もボロ区住民だけに分配されたと、カマンシィ区住民の間では不満が残る。後の村長選ではこの両者の候補者が争うことになった。他方、ナガト区はボロ村の一部ではあっても、マアシン水源林からは離れたところにあり、CBFM 事業の直接の影響はなかった（表2）。

2. チェンジ・エージェントとボロ村環境組合の結成

では、このように事業に対して異なる利害関係を抱える住民は、どのようにして水源林保護事業にかかわっていったのであろう。前述の通り、土地持ちの自作農にとっては、事業受容の是非について選択の余地はなかった。マアシン水源林はNIPASによって保護区に指定されており、CBFM事業の導入がなければ、資源利用が禁止されることになるからであった。自作農家にとって、水源林が開発禁止の保護区となって土地保有をまるまる失うより、林地としての保有を保証される方がはるかによかった。CBFM地保有世帯は52軒で、ボロ村世帯数の約3分の1に当り、その中でも篤農家たちは、保有地がCBFM地として登録されると、すぐにココヤシ、コーヒー、パイナップルなどの換金作物栽培に転換していった。一方、土地なしの人々には、CBFM事業は直接関係がなかった。水源林での農業雇用機会がなくなるという将来には不安があったが、短期的には、プロジェクト期間中の植林作業や道路工事の賃雇いは歓迎すべきものであった。

この状況の中で、ボロ村住民が全体として事業を許容していったのには、チェンジ・エージェントとして革新を推進したG氏の役割が大きかった。G氏は水源林の南側アリムジャン町の出身で、ボロ村カマンシ区の有力量D家一族につながる女性と結婚してボロ村の住民となり、ボロ1区に住居を構えた。水源林内にあったG夫人の農地はCBFM区域外となり、水源林の外にも農地はなく、農業ができなくなったばかりか果樹栽培への転換もできない④のグループに属していたが、水源林再生プロジェクトの導入を村落社会の革新につながるものとして歓迎し、DENRの水源林保護の強力な擁護者となった。G氏は環境保護や水源林の重要性を説いて回るだけではなかった。それ以上に、彼がやろうとしたことは、生産性の低い農業に固執せずに、それに代わる現金収入源を作り出す、つまり、自給的農業から換金作物栽培と竹業を中心とする経済への転換であった。この意味で、G氏は持続的開発の考え方の体现者だったといえる。水源林事業のインフラ導入と経済的支援をスプリングボードとした村興しの提案は、「農地なし（水源林外）」「CBFM地なし」の人々、つまり事業導入によって失うものが大きい人々に対しても説得力があった。強硬に反対した住民がいないわけではなかったが、集団で政策に反対の立場をとる動きはなく、むしろ受け入れておいて、その中で自分たちの生活を維持して行く方法を考えるという姿勢の住民が大多数であったようである。また、G氏が唱えるように、果樹栽培やアグロフォレストリ経営が成功して村の主要産業となれば、村全体に新たな雇用機会が生まれるかもしれず、そこに期待する住民もいた。

G氏は村落内の異なる立場の人々をまとめ、ボロ村環境組合結成の基盤を作っていた。いづれにせよ、植林作業の賃金に反対する住民はおらず、200名近くの住民が作業に参加するために集まった。ボロ村のほとんどの世帯から1、2名が参加したことになる。そして、彼らの名前はそのまま組合メンバーとして登録され、ボロ村環境組合 Bolo Environmental Association

が立ち上げられた。G氏は組合長に選ばれ、住民とKAPAWA、そしてDENRをつなぐキーパーソンとなった。さらに、プロジェクト終了後、カマンシ区やボロ2区の有力候補者を押さえて村長に当選したことは、住民の大半がG氏の指導力を支持したことを示している。

しかし、住民がボロ環境組合の下でまとまっていたのは、プロジェクトが終わるまでであった。住民の組合参加の主要な動機と目的は植林作業の雇用であり、組合メンバーリストにある184名の約6割は、プロジェクトが終わった時点で組合の役割も終了したと考えていた。他方、現在もメンバーであるという住民の大部分にとっても、組合の役目は不明瞭であった。プロジェクト終了後は、組合は引き続き森林管理の中心となるはずだったが、CBFM事業の換金作物に関しては、果樹や野菜は出荷するほどの収穫がなかったし、竹やコブラに関しては、事業導入以前からの流通経路が存在していたので、組合としての活動はほとんどなかったのである。違反の取り締まりや植えられた木の管理も行われず、CBFM地経営はその保有者によって個別に行われていた。つまり、ボロ村環境組合は、森林管理でも村興しでもその目標を実現するための住民組織ではなかったのである。

しかし、組合結成と事業参加が住民生活に何の影響もなかったわけではない。事業期間中にDENRが組合を通して行ったセミナーでは、水源林の伐採禁止という規則が繰り返され、その結果、DENRとG氏が唱えた「住民自身による村周辺の環境保護と隣人（下流住民）のための水確保」という目標は、セミナー参加者にも「正しいもの」として受け入れられることとなった。それが建前だけだったとしても、「水源林の木を伐らない」という意見表明は、プロジェクト終了後も人々の間に残ったのである。

V 地域経済に対する水源林保護事業の影響

1. マアシン水源林の村落経済

1980年代以降の水源林の村落経済が、農業と竹業に基盤をおいていたことは先に述べた。マアシン水源林には多種の竹が生育している中、最も数が多くまた商業的価値のあるのがカワヤン・ティニック *kawayang tinik* (学名 *Bambusa blumeana* J.A. & J.H. Schultes) である。マアシンの竹は、丸竹(ラヨン *layon*) など、主として建築用材として商品化される。加えて、縦割りにした竹材を方形に編んだ莫莖状のキサメ(あるいはサワリ)がある。小さいものは約1.5メートル四方、大きいものは2メートル以上になり、仮設建造物の天井や壁材として使われる。竹を編んだ製品としては、他に大型莫莖のアマカン *amakan* がある。籾の乾燥には不可欠な農具で、米の収穫期である4月、8月、12月に需要が高くなる季節物である。キサメ作りは習熟を要せず、子供でも作れるのに対し、アマカンは熟練した作り手のみが生産できる。1990年代以前は、農具のアマカンが主力商品で、販売経路はフィリピン南部ミンダナオ地方まで広がっていた。

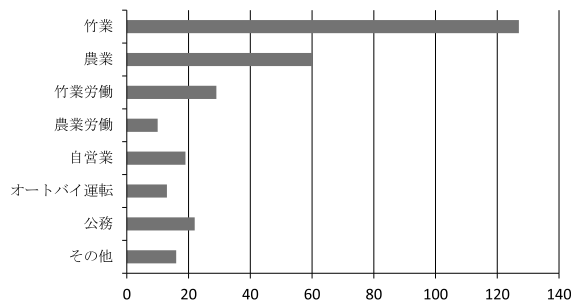


図2 収入源別にみるボロ村世帯数

食糧としての筍は、自家消費される他、ごく少量がマアシン町の市場で売買されるのみである。

他のマアシン村落と同様、ボロ村でも、竹業はプロジェクト以前からほぼ唯一の安定した現金収入源であった。図2は、現在の収入源別にみるボロ村世帯数を示している。フィリピン農村では、1世帯が複数の収入源に基づいて運営されている多就業形態が一般的であることを考慮して、複数回答も含まれている。その中では、竹加工を収入源としている世帯が127件で圧倒的多数である。これに竹業労働、それに竹製品仲買業、さらに兼業を含めれば、154世帯のうち140世帯という9割の世帯が竹に関連する仕事をしているのが現状である。その大多数は、事業導入以前から継続してきたという。

ボロ村では、竹は土地とセットになっており、自作農によって生産されてきた。竹は私有財産で、家族が所有権を継承し、その所有権を売買したり、借金の担保としたりすることも行われてきた。所有権は慣習によって地域社会の中で認識され、所有者以外の人間が無断で伐採したり、筍を収穫したり、また新たに竹を植えたりすることは違反行為と見なされた。竹製品製造では、自作農家は自分の竹を収穫して、家内労働力で竹加工を行い現金収入源とした。一方、土地なし農民は、仲買人から材料を入手して竹加工品を作るか、あるいは竹の伐採作業や運搬作業の賃労働によって収入を得ていた。自作農では生産や取引相手を選択することができたが、竹なし世帯では賃金の前借という形の借金を通して、特定の仲買人に経済的に依存する傾向があった。

このように、村落経済は竹業に大きく依存していたが、事業導入以前の主要産業が農業ではなく竹業であったということはできない。雨期には竹製品の需要は落ちるので、通常では、竹業が行われるのは1年のうち半分にも満たない期間であった。乾期においても、プロジェクトでの道路建設以前は、水源林村落へのアクセスは限られ、運搬できる製品の量には限りがあった。後述するように、竹業からの収入は最低限の生活水準保持にも満たないものにすぎず、食糧生産は、大半の農民にとって生き延びていくため必要不可欠なものであった。水源林の農地は、土地持ち自作農にとって食糧を自給するために必要であっただけではない。土地なし住民

にとっても、彼らの生活は農業に依存したものであった。彼らの主要な収入源は農地での農業労働であり、その報酬は農作物（食糧）の現物支給であった。地域社会には、収穫における農業労働者の取り分の相場があり、具体的には1家族で成人3人が米の収穫期に働くことができれば、次の収穫期までなんとか食いつなぐことのできる量の米を獲得することができたのである。

つまり、ボロ村の村落経済は、出稼ぎ者からの送金という臨時収入を除けば、農業（食糧生産）と竹業（現金収入）の二本立てによって成り立っていたといえる。特に、食糧という世帯経済の主要部分に関しては、土地持ち、土地なしのどちらの住民にとっても地域内における生産に大きく依存していたのである。したがって、ボロ村の村落経済水源林での耕作禁止によって食糧生産ができなくなることは、消費経済への完全な依存を意味するものであり、ボロ村の経済構造を大きく変えるものであった。したがって、CBFM事業は、農業の損失を埋め合わせるだけの見返りを地域社会に持ち込むものでなければならなかったのである。

2. 果樹栽培とアグロフォレストリの現状

ボロ村住民のCBFM地は、近いところではボロ村のすぐ南側から水源林中央を流れるティグム川の対岸まで、かつての集落（シチヨ）21カ所を含む広い範囲に広がっている。これは農地をCBFM地に転用したもので、保有地の位置や面積は様々である。CBFM地保有世帯は52軒で、ボロ村世帯の約3分の1にあたる。

水源林再生プロジェクトでは、1997年当時主流であった外来種のマホガニーやジメリナ、その後は、ナラ、イビルイビルなど多種の在来種も植えられた。樹種や本数については、個々のCBFM地保有者がそれぞれに選択したもので、ジャックフルーツ、コーヒー、マンゴーなどの果樹や、バナナやパイナップルを含めれば23種が挙げられている。中でも、圧倒的に多いのは竹で、1名を除きCBFM地保有者全員が竹を植えており、竹数は合計15,139本になる。次に多いのは、ココヤシ栽培者25名で1,013本となっている（図3）。樹間での作物栽培では、タロ芋、

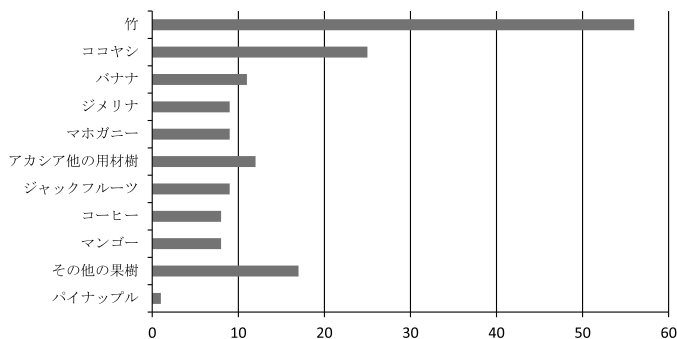


図3 ボロ村 CBFM 計画における栽培種ごとの管理保有者数（人）

キャッサバなどの根菜類や野菜が植えられた。

しかし、果樹栽培とアグロフォレストリに対するボロ村住民の評価は否定的である。新たに植えた作物から出荷できるほどの収穫がなかったことにある。植え付けから数年経っても収穫量は上がらなかった。さらに、村から遠いCBFM地では、収穫しても運搬が難しい。水源林内には人が歩ける径路があるだけで、動力は人力のみである。また、収穫物を出荷するとしても、村内には果樹や野菜の購買層が存在しないも同然なので、マアシン町の市場まで運ばなければならない。その運搬費用を計算に入れると、利益はごくわずかなものになった。したがって、収穫物はほとんどが自家消費となるか、あるいは収穫されないままに放置される結果となった。KAPAWAの計画では、CBFM区域からの産品はすべて村落住民組織の許可の下に収穫され、また村落住民組織を通してKAPAWAが買い上げ、市場に出荷されることになっていたが、ボロ村ではこれは実現しなかった。したがって、換金作物による新たな雇用機会も生まれなかったもので、CBFM地保有者ばかりではなく、土地なし住民も失望したのである。

唯一、近い将来に商業的發展が見込まれているのがコーヒーであった。同じ州内にはコーヒーを産出する地域があるとはいっても、マアシン水源林にはもともとコーヒーはなく、コーヒー苗木約1,000本を植え付けてコーヒー園を作ったのは、篤農家3名の独自の決断であった。G氏は将来の収穫をCBFM計画の一部と見なし、組合による流通管理を導入しようとしたが、これに対して、コーヒー農家たちは栽培と流通に関する個人の決定権を主張し、組合の介入をめぐって両者は対立することになった。

3. CBFM計画下での竹業

サブプロジェクトでもCBFM事業でも、土地利用計画に竹植栽区が組み入れられていた。森林管理一般としては森林生態系に対する竹の影響についての議論はあるが、DENRは竹を「森林が再生するまで表土を覆う樹木代替種として適切である」[DENR n.d.c: 1]としており、非木材資源を利用した家内工業タイプの経済活動に最適な作物として栽培を奨励する立場をとっている。マアシン水源林では、事業以前から、マアシン水源林のほぼ全域にわたって竹が生えていた。水源林保護事業では、すでに生えている竹をそのままにしておいただけでなく、竹植栽区を設けて竹林を保護する方針であった。しかし、竹増産と竹業振興に向けた具体的な計画はなかったというしかない。竹植栽区を作ることによって、竹の生産が実際に上がったのか、また、地場産業にどのような影響があるかが検討された様子はなく、さらに森林保護には重要と思われる年間許容伐採量の指定もない。さらに、CBFM計画では将来的な土地利用として、10年以内にCBFM区域全体を森林とアグロフォレストリに二分することが明記されているが、その際に竹から樹木への移行をどのように行い、水源林の中で竹をどのように位置づけていくか、また竹業がなくなった場合の社会企業の主力製品は何なのかといった計画については、

KAPAWA も DENR も明らかにしていない。全体としては、竹は水源林を覆う緑の一部として植栽が進められたが、竹業の振興については KAPAWA の仲買卸売業があるのみで、生産は住民の慣行通りであった。

では、計画の有無はともかく、竹植栽区の指定や KAPAWA の竹の仲買卸売業によって、ボロ村の人々の生活は向上したのであるだろうか。竹植栽区は水源林の南側の地域に設けられたので、ボロ村の竹生産には関係がなかった。一方、竹業振興に関しては、G 氏が積極的に動いた。彼は出身地であるアリムジャン町の親戚のネットワークを利用して竹製品仲買業を立上げ、独自の流通経路を作ると同時に、製品を KAPAWA に卸してその社会企業をバックアップした。彼は、KAPAWA の竹製品の買い値を両方の経路に適用することで、プロジェクト導入後に参入した他の仲買人の間にも一定の規準価格を作り出すことに努めた。また、2つの経路を持つことで自分の仲買業の安定を図り、その経済的基盤を使って、生活が苦しい土地なし住民に材料を供給し、彼らの竹製品を優先して買い上げたり、竹業労働者の斡旋をしたりして生活支援を図ったので、このような人々は G 氏の支持者として組合に残る傾向があった。

しかし、現在、一世帯当りの竹業からの週収入は、竹を所有する世帯で 600～900 ペソ (1 ペソ = 約 1.9 円)、材料を仲買人から購入してキサメを製造する竹なし世帯では 100～300 ペソである。フィリピン労働省によれば、イロイロ州における農業関連労働の法定最低賃金は、1 日につき 235 ペソである。これは、これ以下の賃金では、生活に不可欠なもののさえも満足に取得することができないというぎりぎりのラインを示している。この賃金に基づけば、1 カ月では約 6,000 ペソの所得が最低限となり、ボロ村の場合、竹からの収入だけでは生活は成り立たないことになる。事業実施の前後を比較しても、竹業からの収入には変化は感じられないという。その代わり、土地持ち、土地なしともに住民の大多数が繰り返し語ったのは、食糧の不足と調達のむずかしさである。以前は農業によって食糧を生産できたし、隣家から作物を借りるなど、村落内では様々な形で食糧へのアクセスがあった。しかし、事業導入後は、水源林内の農業がなくなったことで、食糧へのアクセス全般が減少し、一方、竹業からの収入では毎日の食糧を購入するにも足りないというのが大半の住民の意見であった。

4. 竹と土地の所有権をめぐる問題

土地なし住民は、竹業をめぐる G 氏の温情的な活動をよしとしたが、CBFM 地保有者には別の問題があった。竹を収穫し処分する自由という「所有権」に関して、CBFM 地保有者は KAPAWA の唱える管理方針と対立するようになったのである。ボロ 2 区に住む L 氏は、水源林再生プロジェクトが導入されたとき、自然保護の賛同者となり、ボロ村環境組合の有力メンバーとなった。CBFM 地 2 区画の保有者である L 氏の CBFM 地経営は多角的で、竹は 2 カ所に 100 本ずつ、加えてマホガニーを 100 本、さらにコーヒー 1,000 本を始めとする様々な果樹、お

よびパイナップル 500 株とココヤシ 330 本を栽培していた。樹種の多様さおよび規模ともに、ボロ村の CBFM 地保有者の中では群を抜いている。コーヒーについては近い将来収穫が期待されている一方、現在の主要産物は竹とコブラで、これらは夫婦と子供たち、それに同居する娘夫婦と孫の 9 人の所帯を支える主収入源となっている。竹加工品はキサメであったが、娘の夫が竹を使って観光土産用の団扇作りを始め、これも軌道に乗った。しかし、プロジェクト終了後、L 氏はボロ村環境組合に不満を抱くようになった。それまで通り、竹や他の作物についても自由な個人の裁量で CBFM 地経営をしようとしたことに、G 氏の干渉があったようである。L 氏にしてみれば、竹やココナツなどの作物は自分の土地に植えた私有のものであったが、G 氏の立場では、CBFM 地からの農産物は基本的に組合の共同管理の下にあるべきであった。L 氏は、組合による管理に賛同できず組合を離れた。

L 氏の例では、G 氏および KAPAWA 方針との対立が表面化したが、他の竹持ち住民は、組合所属はそのままにしつつ、それまでの収穫形態と流通経路を継続したので、結果として、KAPAWA がいう「住民組織による管理計画に従った資源利用」はまったく実現されなかった。住民の側では、無許可の収穫を違反として認識しておらず、むしろ G 氏が主張する組合による資源管理を、地域社会の中で慣習的に認められてきた私的所有物の利用に対する理不尽な制限と見ていた。この状況の中で、G 氏は、ボロ村環境組合が竹業には何の管理能力もないことをみて、ボロ村竹生産者組合を立ち上げた。しかし、これには賛同者が少なく、G 氏を中心とする数名の小さな組織に留まっている。

もうひとつの問題は、竹製品ではなく、生えたままの竹の売買であった。カマンシィ区住民の R 氏一家は、夫妻それぞれの親から相続して、水源林内の 2 カ所に土地を保有しており、そこに生えている竹は合計 1,060 本に上った。その土地が CBFM 地となった後に、現金収入の必要に迫られて、竹の一部を別の住民に売却した。竹の売却とはいっても、竹とその生えている土地とを切り離すことはできないし、買い手が竹を採りつくしたとしても土地は R 氏のもとに戻ってくるわけではないので、実質的には土地の売却と変わらない。マアシン水源林は 1920 年代以来国有地となっているので、住民には法的な所有権はないが、慣習的な保有権が確立しており、土地とそこに栽培されている作物は私有財産と同様に扱われてきた。CBFM 事業では、土地と作物は基本的に住民組織によって管理されることになるので、私的な売買は「違反」とみなされることになり、村落社会の慣習と葛藤を生むことになった。R 氏も、竹（CBFM 地）の売却が組合に知れた場合問題になることを認識しつつ、その一方で「あの竹はうちのものだから」と所有権を主張したのであった。

CBFM 地保有者のみを対象とする果樹とアグロフォレストリと違い、土地持ち・土地なし双方の住民を巻き込む竹業は、水源林事業には直接謳われていなかったが、住民にとって、事業を村落社会において再文脈化するための要であるはずであった。G 氏の実践した仲買業立ち上

げによる竹製品の流通活性化，生産者に公正な価格のコントロール，土地なし貧困世帯に対する支援，KAPAWAと連携した新製品開発などは，その理想を端的に示していた。しかし，全体としては，竹業が農業の損失を補償するほどの収入を生まなかったこと，そして竹という私有財産の権利行使が管理の名の下に干渉を受けるようになったことが，住民の事業に対する不満を生んだのであった。G氏は2010年の選挙戦で敗れて村長の座を失い，代わりにカマンシィ区の土地持ち有力者が当選した。これは，住民の多くが，G氏の掲げる事業擁護の立場の支持から離れたことを示していたといえる。

VI 住民からみた水源林事業

1. マアシン水源林再生事業は成功例か

マアシン水源林再生プロジェクトとそれに続くCBFM事業という水源林再生事業では，土地利用計画によって水源林に線が引かれて区域に分けられ，住民と水源林との関係性も変化するようになった。事業の中心は，水源林の約6割を占めていた農地（裸地）を林地に転化することであった。これはそれまで自給的農業に依存していた水源林地域社会の経済構造を変えるものであったから，CBFM事業を導入することで，事業者側は地域住民への配慮を示したのであった。水源林再生プロジェクトは，土地保有と，限定的ではあるが資源利用の継続を約束し，またインフラや教育，医療などを付け加えて生活向上を図り，住民組織を作って政府の方針を住民に伝える機能を持たせることで，一応の成功を収めた。そして，より長期的な森林再生の仕事は，KAPAWAとその傘下にある村落住民組織によるCBFM事業運営に移行した。

マアシン水源林再生事業における住民の主要な関心は，水源林の再生よりも，自分たちの生活を維持し，できれば向上させることであった。確かに，事業の一部として行われたインフラの教育・医療体制の整備によって，生活の便宜がよくなったことに加え，プロジェクト期間の賃金雇用は一時的に人々の生計を潤した。しかし，事業が村落経済が活性化する機会となり，生活全般が向上したかといえ，住民の意見はそうではない。調査では，土地持ち・土地なしにかかわらず，住民の不満は以前に比べ食糧が不足，あるいは入手しづらくなったことに集中しており，ボロ村住民の7割以上が全体として生活が苦しくなったと感じていた。食糧確保のため数世帯が水源林の農業に戻ろうとしていることが住民の間で噂されており，また，他村で困窮者による強盗事件が増加しているというニュースが広まっていて，それも水源林で農業ができなくなったせいであるという意見も聞かれた。そして，村長および組合長としてのG氏の温情的な態度が評価されることはあっても，KAPAWAの竹仲買業から何らかの利益還元があり，それによって生計が安定したと感じる住民は皆無であった。KAPAWAの社会企業の成功は，住民の生活には関係のないものであり，むしろ「KAPAWAは自然保護でなく商売をやって

いる」という批判の目で見られていたのである。

2. 事業における「コミュニティ」とは

では、この事業側と住民との間にある評価の差は、どこから来たのであろう。マアシン水源林事業の経過を追っていくと、計画の欠点や手法の実効性の有無ということ以上に、この事業はだれを対象としたものだったのか、参加すべき住民とはだれだったのかという問いが生まれてくる。事業計画には、事業の受益者、また住民参加という枠に入れられるべき住民、そしてその住民によって形成されるはずの「コミュニティ」に関する設定があったはずである。コミュニティ森林管理モデルは、森林に関わる人々をひとつの集団にまとめ、個々人の「点」ではなく、集団による「面」によって森林管理を実施していこうとするもので、その集団を暫定的に「コミュニティ」とする。したがって、このような外生的コミュニティが地域社会そのものと同一ではないことは明らかである。そして、事業では、この集団が森林に関係を持つ唯一のコミュニティという位置づけにおかれる。このような想定は、実際に可能なのであろうか。そもそも、そのような事業のためのコミュニティというものを、村落社会から切り離して形成することができるのであろうか。

マアシン水源林事業で想定されていた住民とは、国有林を伐り拓いて土地を占有する農民であったと考えられる。地場産業としての竹業はあったにせよ、DENRにおいては副収入源としての位置づけで、水源林村落は零細農業を基盤とする均質的な地域社会とおおまかに考えられていたようである。事業における村落住民組織の形成は、住民全体を対象に行われ、そこでの事業対象者・非対象者の区別はなかった。ボロ村の場合、ボロ村環境組合は村落住民のほとんどの世帯、しかもマアシン水源林にはアクセスのないナガト区の人々をも巻き込んでおり、結成当時は、造林作業の賃金獲得という動機と、共通目標として掲げられた事業による生活向上という名目の下で、人々はひとつの集団に括られた。組合が事業におけるコミュニティを体现するものとするならば、この時点では、事業におけるコミュニティはボロ村全体であった。

しかし、米やトウモロコシなどの農業損失の代償として、果樹栽培やアグロフォレストリ経営を伴うCBFM事業が導入されると、事情は変化した。組合は引き続き村落全体を対象とすることを掲げていたが、実際にここで対象となったのは、CBFM地保有者となる土地持ち住民世帯52軒であった。事業の枠組みとしては、この時点で、水源林にCBFM地を持たない102世帯は事業の非対象・非受益者となり、彼らの水源林に対する関係は、事業から切り離されることになったのである。事業開始時には、彼らも水源林の植林に合意し、組合会合や環境保護セミナーに出席する「参加住民」であった。しかし、CBFM事業導入とともに、目標であったはずの森林管理では役目がなく、生活向上も達成されないまま、これら村落世帯の3分の2に当る人々の「参加」は行き先を失ったのであった。

3. 土地と資源に対する「権利」

住民参加とコミュニティの問題が、事業はだれのためのものかという問題を浮き彫りにするとすれば、土地と作物に対する権利の問題は、水源林の資源はだれのものかという問いを投げかけてくる。住民は水源林再生事業については強硬な反対の態度を見せず受容していったが、CBFM事業が実施されると、土地や竹などの農作物の利用をめぐる、住民とCBFM管理方針との間で対立が生まれていった。この対立において、CBFM事業側と住民それぞれにとって何が正しく、何が「違反」とされるのかをめくり、考え方の相違が明らかになっていった。

その背景には、水源林再生事業が、水源林の土地は国有地であるから住民には所有権がないという出発点を持っていたことがある。過去の土地制度でも住民には法的な所有権はなく、ゆえに住民の土地利用は合意上の用益権によるものか、土地占有とされた。しかし、実際は地域社会において、歴史的に慣習的な個人の保有権が成立していたのであり、水源林の土地は、事実上、隙間なく細かい「私有地」に分割されていた。

CBFM地保有権は、DENRから住民組織を通して25年の期限付きで授与される。マアシン水源林でも、KAPAWAにCBFM区域の管理保有権が授与され、さらに個々人はKAPAWAを通して慣習的な土地占有（あるいは保有）を承認されることになった。しかし、これは事業側の見方であり、土地持ち住民にとっては、かつての課税や合意書のように、踏襲してきた土地保有権を裏書きするものであった。25年といえは長い年月であるが、CBFM事業では土地保有は住民組織に対する用益権の授与という限定された形であり、何年経とうともその形に変わりはない。他方、住民の考える土地保有の権利は個人のものであり、相続や売却といった社会慣行としての譲渡を伴う権利であった。2002年のCBFM事業の開始から約10年が経ち、保有者の死亡や転出で相続・贈与が行われ、また売却されたり抵当に入れられたりした土地などもあって、CBFM地の状況は2002年当時とは同じではない。その一方、KAPAWAとDENRが保管しているCBFM地保有者のリストは変更されず、事業と現実との誤差が大きくなりつつあることは、両者の土地への「権利」についての考え方の相違を示しているといえよう。

加えて、その土地に生えている作物については、事業実施とともに事業計画の中に組み込まれ、ゆえにその利用には管理という干渉が可能になるというのが事業側の見方であった。一方、住民にとっては、自分の保有地の構成物である竹やその他の農作物も、これまで通り私有財産として、個人の自由な採択による利用、売却および相続ができるはずであった。

この立場の相違は、住民が土地と資源の利用価値に惹かれてその権利を主張したというだけではない。ここには、土地と資源はだれのものか、だれが土地と資源に対して権利を持っているかという問いがある。マアシン水源林再生計画は、住民組織を作り上げ、その組織の参加、つまり「住民参加」の名の下で、植林、アグロフォレストリなどの土地利用区分を設けたというプロセスで、開発事業をどう行うかという課題をクリアしたように見えたが、土地と資源に

対する権利を有するという住民の立場は、国有地を占有する農民に対して制限付きで用益権を授与するという事業側の立場とは、本質的に相容れないものであった。そして、CBFM事業においては、これらの土地保有者はCBFM保有管理という同一の利害関係をベースに「コミュニティ」として括られるはずであったが、実際には、彼らの考える土地保有権は、事業のための「コミュニティ」ではなく、地域社会の歴史と不可分に成立したものであった。これが地域社会のコンテキストであり、この点において、参加型森林事業に備わっていた「コミュニティ」をベースとするとされる持続的開発の枠組みは、村落社会において再文脈化されなかったのである。

4. 地域社会とコミュニティのガバナンス

チェルニアは、それまでの「上から」の開発の批判として「下から」の開発を提唱する議論を行い、その中で、住民参加型の造林事業においては、目的の達成に向けて人々が協調し、規律ある管理生産者の集団として行動を起こすという社会変化を重要視している〔Cernea 1991: 340-344〕。これは、理想的なコミュニティ森林管理モデルといえるが、ここには2つの前提がある。まず、事業下でまとめられた住民の集団には協調関係や規律を伴う自律性が備わること、さらに、住民の行動様式が変化するという前提である。

しかし、ボロ村では、土地保有が個人の「権利」に基づいており、農地が林地に変わったとしても、生産物も個人の裁量で利用できる限り、住民の側には新たに作られた集団（組合）で協同して森林管理をするという必然性はなかった。そのような自律性は、むしろ村落社会のコンテキストにおける竹業の中に垣間見ることができる。

事業導入以前のマシンの竹業では、生産者である農民には同時に耕作の仕事があるので、需要の高い時期でも竹業だけに従事しているわけではなく、生産には限りがあった。さらに、雨期には竹製品に対する需要が落ちた。乾期でも、水源林村落への車でのアクセスは難しく、運搬できる製品の量には限りがあった。したがって、住民の経験では、農地をつぶして竹を植えたり、また手持ちの竹を伐り尽くすほどに生産増加を図ったりする状況は、過去にはなかったのである。竹が成熟するには5年から7年かかり、収穫は竹の生育状態を見ながら行われた。竹製造者にとって竹は再生する財産であるから、所有権を確立して他人の利用を禁止し、次の世代が相続して利用できるように管理されていた。

2008年の建築ブームでは、竹材やキサメの需要がこれまでにないほど増加した。竹なしキサメ製造者への材料供給が追いつかず、製造が一時停止するような状況さえ現れた。この時、竹持ち住民の中に、仲買人の要請に応じて、1年物の若い竹も伐採して出荷した人がいた。村人の反応は批判的で、他の竹所有者は、どれだけ需要があっても、伐るべきではない竹まで伐って仲買人に売ることはしなかった。そのため、仲買人たちはボロ村ではキサメの材料を確保で

きずに、隣町ハニワイや近隣のその他の竹産出地まで仕入れに行かなければならなかったのである。つまり、ボロ村では、市場の需要に呼応して、個々の所有者が竹の収奪的利用に走るという状況は出現しなかったのである。この件では、批判は批判だけで終わり、社会的サンクションを伴っていなかったし、所有者の判断が尊重されることに変わりはないが、竹利用における一定の行動基準が存在したという点で、これは地域社会に備わったゆるやかな慣習的管理を示していたといえるだろう。

ここでは、住民の行動は「私有財産としての土地—地域社会の規律の中での個人による意思決定—私有財産利用の実践」という規範を示しているが、これは住民参加と組合形成という事業者側の外からのインプットによって変化し、水源林保護という新たな行動となったわけではなかった。事業実施によって農業が禁止され、住民は選択の余地なく竹業に依存し、また生活の基盤として従来通りの竹の保全を維持していった。結果としては、かつての農地も竹で覆われて水源林の裸地は消えた。しかし、水源林の緑化は、事業実施そのものによる成功というよりも、事業導入と地域社会にあったゆるやかな竹をめぐるガバナンス——事業計画には考慮されていなかった——の組合せによって偶発的に実現したというべきであり、この偶発性こそマアシン水源林事業の特異性であったといえよう。

5. 市場経済による近代化は行われたか

村落経済は、言うまでもなく国家経済の中に位置しており、住民における貧困も現金収入の低さによって測ることができるであろう。ゆえに社会正義を謳う CBFM 事業には、収入源創出のための換金作物栽培も組み込まれている。しかし、マアシン水源林事業に含まれていなかったのは、自給的農業、つまり食糧生産の重要性である。食糧獲得は人々の最優先であり、獲得の手段は水源林農業に依存していた。事業では、自給的農業から換金作物栽培を中心とする経済への転換、つまり市場経済による近代化が提案され、また住民の意見を待たずに実施されたが、結果は、この転換が住民ひとりひとりにとって、「生活がよかった」という形で実感されることはなかった。

その一方、マアシン水源林事業は、革新的な村落リーダーたちや KAPAWA の社会企業、そして、コーヒー栽培者の L 氏のような村落レベルでの篤農家といったチェンジ・エージェントたちを残したことも事実である。

KAPAWA は、森林事業については政府側の代弁者の位置を離れないが、それまで竹製品の出荷や製造が仲買人に依存していた地場産業に、搾取関係を伴わない住民自身の手によって流通経路を作ったという点で、水源林社会の歴史の中でもまさに画期的なことであったといえる。しかし、KAPAWA の成功は、事業の持続というレベルにとどまっており、経営陣数名によって共有されているのみで、住民との間には距離がある。KAPAWA には、キサメ需要の低下、キサメ

に代わる新たな商品の開発、さらに何よりも CBFM 管理者としての役割と住民との関係、そして社会企業者として水源林村落社会への利益分配の責任という解決すべき問題が残っている。

さらに、L 氏のような少数の篤農家たちは、個々人のレベルでこの転換を実現しようとしている。彼らの生産活動は、事業が持ち込んだ集団ベースの枠組みの外に位置づけられるものであったが、その一方で、経済転換という事業目的を村落社会にあった慣習的な個人ベースの保有・所有に再文脈化していったものということができるだろう。

VII おわりに

オートナーがグラムシを援用して指摘するように、人々の行動を動機づけるものには、経済的利益獲得や問題解決に加え、関係性や生活の状況の中で「正しい」ことを行うという道徳的自己実現がある [Ortner 1984: 151-152]。この「正しさ」には、地域住民のエージェンシーによって作り上げられてきた正統性と、より大きな社会で支配的な考え方の正統性という 2 つのベクトルがあるだろう。

グローバルな視点では、マアシン水源林は保護されなければならないものであることは疑いない。パナイ中央山脈からパナイ中央平野、そしてイロイロ湾までをつなぐ生態系の要のひとつとして、また、この地域の人口全体への主要な水供給源として、マアシン水源林の重要性は明らかである。水源林事業では、水源林再生・保護という事業の「正しさ」とともに、このグローバルな価値の地域社会での再文脈化が行われる必要があった。その鍵は、事業が住民の生活を持続させ、さらに向上させるための機会となりえるかどうかということにあった。

ボロ村の地域社会における水源林に関する「正しさ」は、現在のところ、土地保有の権利や竹の慣習的管理といった社会慣行の正統性と、政府によって導入された「水源林保護」の言説と、「木を伐らない」という従うべきルールの上に位置している。今後、水源林緑化を阻害するかもしれないのは、竹乱獲による裸地化ではなく、森林の成長と住民の暮らしの間にある葛藤である。土地持ちの住民たちは、植えられた樹木が成長すると、日光が遮られて竹や他の作物の生育が悪くなると言う。「それでも木は伐らない」と彼らは森林保護ルールの遵守を言明する。しかし、森林がさらに成長して拡大した場合、そのルールと「作物」という私有財産の維持、さらには生活そのものの持続の間で対立関係が生まれるのは明らかである。その時、外からの政策ではなく、G 氏や KAPAWA、そしてコーヒー農家などのチェンジ・エージェントたちがどのように動くのが、水源林の今後を左右するのではないかと考えられる。

引 用 文 献

- Adams, W.M. 2009. *Green Development: Environment and Sustainability in a Developing World*. Oxon: Routledge.
- Arocena-Francisco, H. 2003. *Environmental Service "Payments": Experiences, Constraints and Potential in the Philippines*. Bogor: World Agroforestry Center.
- Brosius, J. Peter. 2004. What Counts as Local Knowledge in Global Environmental Assessments and Conventions? http://sres-people.anu.edu.au/richard_baker/SRES1001/SRES1001/lectures_and_tutorials/Panels/resources/Brosius.pdf. Accessed on April 24, 2011.
- Bryant, Raymond L.; and Bailey, Sinead. 1997. *Third World Political Ecology*. London: Routledge.
- Cernea, Michael. 1991. Alternative Units of Social Organization Sustaining Afforestation Strategies. In *Putting People First: Sociological Variables in Rural Development*, 2nd edition, edited by Michael Cernea, pp. 340–394. Washington, D.C.: The World Bank.
- Department of Environment and Natural Resources (DENR). n.d.a. *CBFM Success Stories*. Iloilo: Department of Environment and Natural Resources Region VI.
- . n.d.b. *Community Resource Management Framework of CBFMA No. 38416 in Maasin Watershed*. Iloilo: Department of Environment and Natural Resources Region VI.
- . n.d.c. *The Information on Bamboo*. n.p.: Department of Environment and Natural Resources. (mimeograph)
- Escobar, Arturo. 1994. *Encountering Development: The Making and Unmaking of the Third World*. Princeton: Princeton University Press.
- Ferguson, James. 1994. *The Anti-Politics Machine: Development, Depoliticization, and Bureaucratic Power in Lesotho*. Minneapolis: University of Minnesota Press.
- Food and Agriculture Organization of the United Nations (FAO). 2011. *Global Forest Resources Assessment 2010*. Rome: FAO.
- Guiang, Ernesto; Borlagdan, Salve; and Pulhin, Juan. 2001. *Community-based Forest Management in the Philippines: A Preliminary Assessment*. Quezon City: Institute of Philippine Culture.
- Hajer, Maarten. 1996. Ecological Modernisation as Cultural Politics. In *Risk, Environment and Modernity: Towards a New Ecology*, edited by Scott Lash, Bronislaw Szerszynski, and Brian Wynne, pp. 246–268. London: Sage.
- Luke, Timothy W. 1999. Environmentality as Green Governmentality. In *Discourses of the Environment*, edited by Eric Daier, pp. 121–151. Oxford: Blackwell.
- Office of the President. 1992. *Republic Act No. 7586: An Act Providing for the Establishment and Management of National Integrated Protected Areas System, Defining Its Scope and Coverage, and for Other Purposes*. <http://www.gov.ph/1992/06/01/republic-act-no-7586/>. Accessed on June 30, 2011.
- Ortner, Sherry B. 1984. Theory in Anthropology since the Sixties. *Comparative Studies of Society and History* 26(1): 126–166.
- Perkins, Harold. 2011. Gramsci in Green: Neoliberal Hegemony through Urban Forestry and the Potential for a Political Ecology of Praxis. *Geoforum* 42(5): 558–566.
- Salas, Jessica C. 2004. *Case Study of the Maasin Watershed: Analyzing the Role of Institutions in a Watershed-Use Conflict*. Bogor: World Agroforestry Center.
- Salas, Jessica Calfoforo. 2008. *Watershed Walk: A Compilation of Stories, Personal Essays and Documents about a Watershed Community in Iloilo, Philippines*. Iloilo: Kahublagan sang Panimalay Foundation Inc.
- Scott, James C. 1997. The Infrapolitics of Subordinate Groups. In *The Post-Development Reader*, edited by Majid Rahnema and Victoria Bawtree, pp. 311–328. London: Zed Books.
- Westoby, Jack. 1989. *Introduction to World Forestry*. Oxford: John Wiley and Sons.
- Zimmerer, Karl S.; and Bassett, Thomas J. 2003. Approaching Political Ecology: Society, Nature, and Scale in Human-Environment Studies. In *Political Ecology: An Integrative Approach to Geography and Environment-Development Studies*, edited by Karl S. Zimmerer and Thomans J. Bassett, pp. 274–295. New York: The Guilford Press.

(2013 年 7 月 30 日 掲載決定)